平成２４年（フ）第２５９号
神奈川県秦野市渋沢１丁目31番７号　リバティー渋沢Ａ102号
債務者　狩野　由香
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２６２号
神奈川県平塚市飯島508番地の１　Ｂ
債務者　北代　周平
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２８４号
神奈川県小田原市蓮正寺707番地の４　アーバンシティ小田原蛍田610号室
債務者　皆木真理子
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３２２号
神奈川県小田原市曽比3172番地　クワフェリーチェ２Ａ
債務者　須山　政治
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３３７号
神奈川県小田原市東町１丁目８番２号　三星荘８号
債務者　石原　久代
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２２４号
新潟市中央区小張木２丁目８番16号
債務者　清野　英二
1　決定年月日時　平成24年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０４７号
名古屋市千種区北千種１丁目９番１―407号
債務者　吉田千絵美
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８９号
愛知県稲沢市祖父江町本甲神明前75―24　斉藤方、住民票上の住所名古屋市名東区松井町339番地エステート松井103号
債務者　坂　　勇治
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第６５号
香川県小豆郡小豆島町蒲野778番地１
債務者　谷下久二子（旧姓金岡）
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３２５５号
福岡市南区井尻１丁目13番２―608号
債務者　古庄　洋子
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８２１号
福岡市西区生の松原４丁目19番４号
債務者　藤井　郁子
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９３８号
福岡市東区八田１丁目６番14―202号
債務者　吉村久美子
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４２号
福岡市南区若久３丁目15番27―402号
債務者　大原　武敏
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４５２号
福岡市東区雁の巣２丁目32番４―101号
債務者　小野　清司
1　決定年月日時　平成24年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５０７号
福岡市早良区田村３丁目31番２―204号
債務者　井上　正剛
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５５０号
福岡市東区下原４丁目７番57―201号
債務者　福原　三男（旧姓金永・平野・宮地）
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５８４号
福岡市西区拾六町４丁目19番27号
債務者　原田　美恵
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６６９号
福岡市早良区干隈３丁目11番７号
債務者　竹内誠治郎
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで　福岡地方裁判所第４民事部